

## 第 2 号議案

### 広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和 3 年 11 月 12 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

#### 1 提案の趣旨

広島県公有財産管理規則の一部が改正されたため、同規則に準拠して定められている、広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する。

#### 2 提案する教育委員会規則改正の内容

財産の貸付に係る連帯保証人に係る規定を整理する。

#### 3 施行期日

公布の日

#### 4 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

広島県教育委員会規則第 号

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会公有財産管理規則（昭和四十年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(連帯保証人) 第三十四条 (略)</p> <p>一 相当の固定資産を有する者で教育長が適当と認めるもの</p> <p>二 固定した収入をもつて独立の生計を営む者で教育長が適当と認めるもの</p> <p>2 課の長は、前項の規定により連帯保証人を立てさせるときは、貸付けを受けようとする者から連帯保証人届に第十一条第一項第三号に掲げる書類を添付して提出させなければならない。</p> <p>31 課の長は、普通財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の連帯保証人が死亡したとき又は破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、借受人に直ちに新たな連帯保証人を立てさせなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>(借受人及び連帯保証人の住所又は氏名の変更届) 第四十一条 借受人又はその連帯保証人が住所又は氏名（法人（法人の委任を受けた支店、支社等である場合を含む。）にあつてはその所在地又は名称）を変更したときは、当該財産を管理する課又は所の長は、当該借受人又はその連帯保証人に変更届を提出させなければならない。</p>	<p>(連帯保証人) 第三十四条 (略)</p> <p>一 県内に居住し、同一市町に引き続き三年以上年額三千円以上の固定資産税を納付している者</p> <p>二 県内に居住し、固定した収入をもつて独立の生計を営む者で教育長が適当と認めるもの</p> <p>2 連帯保証人が前項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、課の長は、行政財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に直ちに新たな連帯保証人を立てさせ、連帯保証承諾願を提出させなければならない。連帯保証人が死亡したときも、また同様とする。</p> <p>(借受人及び連帯保証人の住所又は氏名の変更届) 第四十一条 借受人又はその連帯保証人が住所又は氏名（法人にあつては、所在地又は名称若しくは代表者若しくはその氏名）を変更したときは、当該財産を管理する課又は所の長は、当該借受人又はその連帯保証人に直ちに変更届を提出させなければならない。</p>

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。